

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年1月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第2号

天理市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(天理市事務分掌規則の一部改正)

第1条 天理市事務分掌規則(平成9年3月天理市規則第4号)の一部を次のように改正する。

第34条の見出し中「及び特命理事」を「、特命理事及び理事」に改め、同条第1項中「特命理事」の次に「及び理事」を加え、同条第3項中「特命理事」の次に「及び理事」を加え、「する」を「し、特に必要があるときは、当該特定の事務に携わる職員を指揮監督することができる」に改める。

(天理市職員の退職管理に関する規則の一部改正)

第2条 天理市職員の退職管理に関する規則(平成28年3月天理市規則第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第1号を削り、同条第2号中「事務分掌規則」を「天理市事務分掌規則(平成9年3月天理市規則第4号。以下「事務分掌規則」という。)」に改め、「特命理事」の次に「及び理事」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第3条 給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の事務部局の項中

「

公室長
部長
特命理事
事務局長

」を「

公室長
部長
特命理事
理事

」に改める。

」 事務局長 』

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。